

建設工事に係る業務（建設コンサルタント等業務）委託契約に係る最低制限価格
の算定基準

制定 平成22年 3月18日告示第134号
改正 平成22年10月 8日契約検査室次長決裁
平成23年 6月17日公告第484号
平成24年 4月 1日公告第304号
平成26年10月31日公告第766号
平成28年 3月14日公告第197号
平成28年 5月18日公告第317号
平成28年 6月 3日公告第343号
平成29年 3月31日公告第255号
平成30年 3月30日公告第261号
平成31年 4月 1日公告第283号
令和 3年 2月26日公告第186号
令和 6年 3月22日公告第271号

（趣旨）

第1条 この基準は、競争入札により測量設計、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント及びその他コンサルタント業務（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。以下、「建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

（最低制限価格）

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長が定めるものとする。

- 2 最低制限基準額は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額（千円に満たない額を切り捨てた額とする。ただし、割合を乗じて得た額とする場合にあっては、割合を乗じる前の千円に満たない額を切り捨てた額に割合を乗じて得た額とする。）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その得た額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 3 その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しない建設コンサルタント等業務の最低制限基準額については、予定価格に4分の3を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をす

るもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成26年10月31日から施行し、この基準による改正後の建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準第2条第2項及び第3項の規定は、一般競争入札にあっては平成26年12月1日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、公告日から施行し、平成28年4月1日以降に開札を行うものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月2日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月24日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

別表（第2条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
土木設計業務	直接原価の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務及び土木設計業務を合わせて行う業務	直接原価等の額	その他原価等の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

備考

- 1 直接原価 直接測量費、測量調査費、直接人件費及び直接経費の和とする。
- 2 直接原価等 直接測量費、測量調査費、直接人件費、直接経費及び直接調査費の和とする。
- 3 その他原価等 その他原価及び間接調査費の和とする。
- 4 諸経費等 諸経費及び一般管理費等の和とする。